

新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援策

指宿市「商工業制度資金利子補給助成」事業の拡充について

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症拡大により、事業経営に大きな影響を受けている指宿市内中小事業者が制度資金を活用する運転資金に対する支援内容を拡充します。
- 2 対象 セーフティネット又は危機関連保証の認定を受けた中小事業者のうち、運転資金として以下の制度資金を利用される方
 - ・ 日本政策金融公庫融資制度
 - ・ 信用保証協会制度
 - ・ 鹿児島県中小企業融資制度
 - ・ 商工貯蓄共済融資制度
- 3 支援内容 ① 融資総額の5%まで
※借入利率と保証料率の合計が5%を下回る場合はその率
※単年度のみ
② 1事業者あたり上限200万円
- 4 対象期間 令和2年2月1日～令和3年1月31日分の融資分
※国の指定期間が延長された場合、その期間に準じます。
- 5 補助申請 ① 指宿商工会議所又は菜の花商工会（以下、会議所等）を通じて申請手続きします。
② 会議所等へは、委任状（納税証明発行承諾付；市税等完納者であること）、借用証書等の写しが必要です。
③ 申請から1ヶ月程度を目途に会議所等から補給金を指定口座に振り込みます。
- 6 問合せ先 指宿市産業振興部商工水産課 13番窓口 TEL22-2111（312,313）